

宮崎市景観まちづくり活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、企業や市民団体等が行う、良好な景観の保全・創出又は良好な景観を活用した魅力ある地域づくりを促進するため、景観形成活動を実施する団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、宮崎市補助金交付規則（昭和50年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、宮崎市内で景観形成活動を行う団体（以下「活動団体」という。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市税に未納がないこと（納税義務のない活動団体を除く）
- (2) 事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと
- (3) 景観法（平成16年法律第110号）第92条第1項の規定により宮崎市が指定した景観整備機構又は宮崎県美しい宮崎づくり推進条例（平成29年条例第23号）第23条の規定による登録を受けた美しい宮崎づくり活動団体であること
- (4) その他補助が適当でないと市長が認める者でないこと

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、活動団体が継続的に行う活動のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 宮崎市内で行われる事業であること
- (2) 交付申請を行う年度内に完了する事業であること
- (3) 以下のいずれかに該当する事業であること
 - (イ) 良好な景観の保全又は創出に資する事業
 - (ロ) 良好な景観を地域資源として活用する事業
 - (ハ) 宮崎市の景観形成に関する普及啓発活動及び人材育成に資する事業
 - (ニ) その他市長が必要であると認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業とならない。

- (1) 市民の財産権の不当な侵害につながるおそれのある事業
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (3) 宮崎市景観計画、宮崎市緑の基本計画等の方針にそぐわない事業
- (4) 類似するほかの補助金等を受けている事業
- (5) 過去に宮崎市景観形成活動支援補助金交付要綱又はこの要綱に基づき補助を受けた事業と同じ施行箇所かつ類似する実施内容の事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、この要綱による補助金の交付を受けようとする事業に要する経費のうち別表に定めるもので、第8条の交付決定を受けた日以降、事業計画書に記載のある事業期間内に支出されるものとする。

(補助金の額及び回数)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、活動団体が第2条第3号の景観整備機構の場合は補助対象経費の10分の10以内の額、美しい宮崎づくり活動団体の場合は補助対象経費の4分の3以内の額とし、補助対象経費の上限は100万円とする。

2 同一活動団体に対する同一会計年度内の補助は1回限りとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、当該事業の開始日以前かつ当該年度の12月31日までに、規則第3条に定める書類を提出しなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別紙様式第2号）
- (3) 納税義務のある活動団体等にあつては、第2条第1号に係る滞納無証明書若しくはこれに類するもの（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可）
- (4) 第2条第2号に係る誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合にはこれを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(補助条件)

第7条 規則第4条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること
- (2) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと

- (3) 関係法令に違反していないこと
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと

(交付決定)

第8条 市長は第6条の申請書が提出されたときには、内容を審査のうえ、規則第5条に基づき補助金等交付決定書により申請者に交付の決定を通知する。

(事業の変更等)

第9条 補助金の交付の決定通知を受けた申請者が、当該事業計画を変更しようとするときは、変更の理由を付し、規則第7条の規定に基づく補助事業計画変更承認申請書に第6条第2項に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、前条の規定を準用する。
- 3 第1項に規定する軽微な変更の範囲は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 施行箇所の変更
- (2) 実施内容の変更

(補助金の交付)

第10条 市長は、事業の円滑な遂行のために必要があると認めた場合は、交付決定額の範囲内において、補助金を概算払いすることができる。

(実績報告)

第11条 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（別記様式第4号）
- (2) 収支決算書（別記様式第5号）
- (3) 補助事業に要した経費を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第3項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 第6条第3項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を速やかに報告し、市長の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 活動団体は、補助金の概算払いをした事業の補助金の額が確定した場合において、補助金の確定額が概算払額より少ないときは、その差額を返還しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	項目	備考
報償費等	謝金	外部講師や専門的技能等を有する協力者への謝礼に限る。
	旅費	外部講師や専門的技能等を有する協力者の交通費、宿泊費に限る。
需用費等	消耗品費	単価が5万円未満の物品の購入に限る。
	印刷製本費	
	燃料費	活動に使用した機材、車両等の燃料費に限る。
	食糧費	活動中の水分補給のための飲料水に限る。
	原材料費	
その他費用	使用料及び賃借料	
	役務費	